

# 第3期地域福祉支援計画策定の の進め方等について



# これまでの地域福祉支援計画・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定状況

## 都道府県地域福祉支援計画

【社会福祉法 第108条】 社会福祉法改正(H30.4.1)

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 地域福祉アクションプラン

### 市町村地域福祉計画

【社会福祉法 第107条】 社会福祉法改正(H30.4.1)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 市町村地域福祉活動計画

【地域福祉計画策定指針(H15.11全国社会福祉協議会)】

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

- ◆ 地域福祉計画策定済  
34市町村(H30.12月末現在)
- ◆ 地域福祉活動計画策定済  
34社協(H30.12月末現在)

第1期高知県地域福祉支援計画策定(H23年3月策定)  
(H23年度～H27年度までの5年間)

H22年度までに策定

- ・6市町村で策定(室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十市、佐川町、橋原町)
- ・10社協で策定(室戸市、須崎市、宿毛市、四万十市、土佐清水市、本山町、土佐町、佐川町、日高村、四万十町)

H23年度までに策定

- ・18市町村で策定(安芸市、南国市、宿毛市、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、中土佐町、日高村、津野町、大月町、三原村、黒潮町)
- ・14社協で策定(安芸市、南国市、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大豊町、大川村、いの町、中土佐町、津野町、大月町、三原村、黒潮町)

H24年度までに策定

- ・8市町村で策定(高知市、土佐市、香美市、香南市、東洋町、奈半利町、越知町、四万十町)
- ・8社協で策定(高知市、土佐市、香美市、香南市、東洋町、奈半利町、仁淀川町、越知町)

H25年度までに策定

- ・2町で策定(田野町、仁淀川町)
- ・1社協で策定(田野町)

H27年度～

第2期高知県地域福祉支援計画策定(H28年3月策定)  
(H28年度～H31年度までの4年間)

順次改定

\* 橋原町社会福祉協議会については、平成28年度に策定



# 第3期高知県地域福祉支援計画(案)について

## 計画策定の目的

「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定する。

## 計画改定の趣旨

第1期計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目指して、引き続き、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化するため、高知県地域福祉支援計画を改定する。

## 地域福祉の方向性

「高知型福祉」を実現するための方向性として、根幹部分は第1期計画を継承したうえで、取組をより強固にするために、本計画では、地域福祉推進の基本項目として8本柱を立て、それぞれの取組を推進する。

## 計画の期間

4年間(第2期:H28~H31 第3期:H32~H35)

## 計画の目標

それぞれの地域において、県民誰もが安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目標に取組を進める。

## 計画の推進体制

- 日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映する。
- 高知県社会福祉審議会へ施策などの実施状況を報告し、意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図る。

## <第2期計画 H28~H31>

### I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進

- 1) 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化
- 2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり
- 3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
- 4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

### II. 地域福祉を推進する基盤の確保

- 5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
- 6) 福祉を支える担い手の確保・育成
- 7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
- 8) 地域福祉アクションプランの推進

## <第3期計画 H32~H35> (案)

### I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進

- 1) 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化
- 2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり
- 3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
- 4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
- 5) 市町村における包括的支援体制の整備への支援

### II. 地域福祉を推進する基盤の確保

- 6) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
- 7) 福祉を支える担い手の確保・育成
- 8) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
- 9) 地域福祉アクションプランの推進

### III. 地域における高齢者、障害者、児童、その他の福祉に関して共通した取組の推進

新

新

# 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

## 1 市町村地域福祉計画

### (1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

**新** ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯、災害、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども、子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的なサービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

**新** ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

※下線部分は法改正(H30.4)により追加された項目

## 2 都道府県地域福祉支援計画

### (1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

**新** ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内での虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着眼した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

**新** ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

## 第3期計画 策定スケジュール(案)

2019年

5～7月

### 第1回地域福祉専門分科会

- ・計画（原案）の検討、基本事項の確認

8月

### 第2回地域福祉専門分科会

- ・課題、理念、基本施策の検討

11月

### 第3回地域福祉専門分科会

- ・計画（原案）の検討

2020年

1月

### 第1回社会福祉審議会

- ・計画（原案）の審議

1月下旬

- ・パブリックコメント

2020年

2月

- ・計画（パブリックコメント反映後）の検討

### 第4回地域福祉専門分科会

- ・計画（案）の検討

3月

- ・危機管理文化厚生委員会で報告

### 第2回社会福祉審議会

- ・計画（案）の審議